# 第30次地方制度調査会答申後の動き

## 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の 行政サービス提供体制に関する答申」の概要

- 〇 平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会では、平成24年1月17日の第3回総会以降、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体の行政サービス提供体制」について専門小委員会で計36回審議。平成25年6月17日開催の第5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ。
- 人口減少社会(平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年に1億人を下回ると予測)において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に立ち、以下の制度の見直し等を答申。

### 現行の大都市等に係る制度の見直し

### (指定都市制度)

- ○「二重行政」の解消 (都道府県から指定都市への事務移譲等)
- 指定都市・道府県の多くが移譲に賛成している事務(31事務:県費負担教職員の給与負担など)や都道府県条例で移譲実績のある事務(21事務) (重複除くと計35事務)は移譲を基本
- 道府県等が移譲に懸念を示した事務も、例えば計画区域が指定都市の 区域を超えない場合に限る等の工夫を講じて移譲できないか更に検討 (例:都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限)
- ・ 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要
- 事務移譲に伴う税財源の配分
- 県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまとまった財政負担が生じる場合、道府県税と市町村税で課税標準が共通する税目に係る税源移譲 や税交付金なども含めて財政措置のあり方を検討
- 指定都市側と関係道府県側で協議の場を設け、合意形成が図られるべき
- 〇「都市内分権」による住民自治強化 (特に人口が非常に多い指定都市)
- 区の役割の拡充、区長に独自の権限(人事・予算等)
- 区長を市長が議会同意を得て選任する特別職にすることを選択可能にすべき
- 市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会を設置
- 区に教育委員会や区単位の市教委事務局(教育委員会制度を見直す場合は、教育行政に係る補助機関)の設置を可能にすべき

### (中核市、特例市制度)

- 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、 人口20万以上であれば保健所を設置することにより中 核市となる形で両制度を統合 (現在の特例市が少なくとも従来処理してきた事務を処 理し続けることを前提)
- 都道府県からの事務移譲は法令によるほか、条例による事務処理特例制度を活用
- 都道府県条例により市町村の事情を踏まえた事務移 譲を行うため、都道府県が人的支援、財政措置に係る 運用上の工夫を行うほか、市町村長による移譲事務 の要請権限の積極的活用が必要

### (都区制度)

- 都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務移譲(例:児童相談所)を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討
- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直 しを検討

### 新たな大都市制度

### (特別区制度の他地域への適用)

- 道府県での特別区の設置により国や他の地方自治体の財政に影響が生じないよう特に留意
- 事務分担は、都が基礎自治体に代わり一体的に処理している事務は道府県が処理することを基本とし、道府県の特別区が都の特別区が処理していない中核市並みの事務を処理する場合には円滑に処理できるかという点に留意
- ・ 税財源は、道府県・特別区の事務の規模に応じて適切に配分されることが基本。地方交付税は、都区合算制度等の現行制度が基本。特別区の処理する事務や特別区の規模によっては、調整3税(固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税)以外の調整財源が必要となる場合があることに留意
- ・ 財産処分及び職員の移管は、事務分担に応じることを基本 に検討

### (特別市(仮称))

- 全ての都道府県・市町村事務を処理することによる二重行政の完全解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義
- ・ 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題について、更に検討が必要
- まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市(仮称)へ近づけることとし、上記の課題は引き続き検討

#### (三大都市圏域の調整)

・ 三大都市圏において、圏域にわたる行政課題(交通体系整備、防災対策等)に関し、連絡調整や計画策定を行う協議会等の枠組みを設けることについて引き続き検討

### 基礎自治体の行政サービス提供体制

#### (総論)

・ 自主的な合併や、市町村間の広域連携、都道府県による補完など 多様な手法の中で、各市町村が最も適したものを自ら選択できるようにする必要

### (「平成の合併」後の基礎自治体)

- ・ 合併により、行財政の効率化、広域的なまちづくり等の成果がある一方で、専門職員の不足や行政区域の広域化等に伴う課題も存在
- 合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

### (新たな広域連携等)

- 〇 新たな広域連携制度
- ・以下の広域連携等を一層進めていくため、現行の一部事務組合 や事務の委託等の制度のほか、地方公共団体間の柔軟な連携を 可能とする仕組みを制度化すべき
- 地方圏における市町村間の広域連携
- ・ 地方圏では、「地方中枢拠点都市」(指定都市、中核市、特例市の うち地域の中枢的な役割を果たすべき都市)等を中心とした連携 (地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な 財政措置)
- ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を 一層促進
- 三大都市圏の市町村における広域連携等
- 三大都市圏では、面積は狭いが規模・能力が一定以上ある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進
- ・ 合併については、特に三大都市圏の市町村に対して、自主的な選択の尊重を前提とした上で、その成果や課題について、十分な情報提供が必要
- 〇 都道府県による補完
- 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、地域の実情を十分踏まえた上で、都道府県による補完も選択肢

## 地方自治法の一部を改正する法律の背景

## ◎ 改正の背景

- 〇 人口減少社会の到来
- ① 人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核と なる都市やその圏域を戦略的に形成し、
  - ② その上で全国の基礎自治体における行政サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要
- 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理手交)





## 〇地方自治法の一部を改正する法律(第186回国会で成立(平成26年5月23日)、同30日公布)

- <u>(1) 大都市制度の見直し</u>
  - ① 指定都市制度の見直し
  - ② 中核市・特例市の統合
- (2) 新たな広域連携の仕組みの整備
  - ① 連携協約
  - ② 事務の代替執行

## 大都市制度の見直しについて

## 1 指定都市制度の見直し

施行日:公布の日(平成26年5月30日)から2年以内で政令で定める日

- (1) 区の役割の拡充【「都市内分権」による住民自治の強化】
  - ① 区の事務所が分掌する事務を条例で定める
  - ② 区に代えて総合区を設け、**議会の同意を得て選任される総合区長(特別職)を置くことができる**ようにする。
- (2) 指定都市都道府県調整会議の設置【「二重行政」の解消】
  - ① 指定都市及び都道府県の事務処理を調整するための協議の場として、<u>指定都市都道府県調整会議を</u> 設置する
  - ② 市長又は知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な**勧告を行うよう申し出ることができる**こととする
- ※ この他、都道府県から指定都市へ事務・権限を移譲(県費負担教職員の定数の決定、病院の開設許可、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画マスタープラン)に関する都市計画の決定 ほか)
  - → 別途、第4次分権一括法において措置

## 2 中核市・特例市の統合

施行日:平成27年4月1日

○ <u>中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更</u>することにより、中核市・特例市を統合する (現在の特例市については必要な経過措置等を設ける)

## 新たな広域連携について

### ◎ 新たな広域連携

(第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理手交)

地方圏

- ・ <mark>「地方中枢拠点都市」等</mark>を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域にお ける役割に応じた適切な財政措置)
- それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏 (人口5万人程度以上で昼 夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進
- ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、 都道府県による補完も選択肢

三大都市圏

· 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、<mark>双務的な役割分担</mark>を促進



○ 地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする仕組みを制度化

施行日:平成26年11月1日

## 国家間の条約のように、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入

- ・地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手続もビルトイン
- ・事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能 (例・・・圏域全体を見据えたまちづくりの方向性)
- ・別組織(組合や協議会)を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み



- 自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。
- <u>産学金官民の連携によるシティリージョンも推進</u>。

### ○ 地方公共団体間の「事務の代替執行」を可能とする仕組みを制度化

施行日:平成26年11月1日

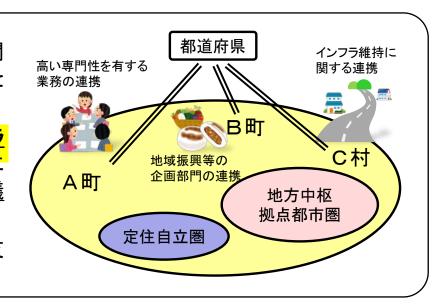
地方公共団体が、その事務の一部を、自らの名において、他の地方公共団体の長等に管

- 理・執行させることができる新たな仕組みを導入
  - 事務を任せる側の意向を反映させることが可能

## 条件不利地域、三大都市圏における連携

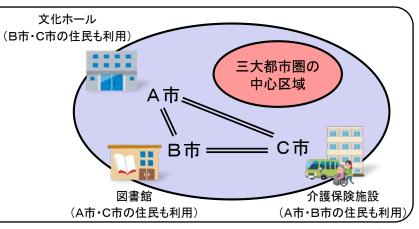
### 条件不利地域における市町村と都道府県の連携

- 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間 の広域連携では課題の解決が難しい場合は、都道府県と の連携も選択肢。
- 〇 <u>専門性が要求される各種社会福祉関連業務</u>や<u>インフラ維持に関する業務、地域振興等の企画部門の業務</u>等について、<u>地域の実情に応じて</u>対象事務や連携方法を協議して「連携協約」に記載。
- 〇 平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、支援措置のあり方についても検討。



### 三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な連携

- 現在は広域連携があまり進んでいないことを前提に、まずは、<u>喫緊の課題である公共施設や介護保険施設のあり方</u>等について、連携を検討し、これを端緒として「連携協約」に基づく連携を推進。
- 〇 平成27年度に先行的モデル事業を構築し(予算要求中)、 その後、支援措置のあり方についても検討。



## 第30次地方制度調査会答申と第31次地方制度調査会審議事項(案)

## 第31次地方制度調査会審議事項(案)

- ① 「人口減少社会に的確に対応する」とはどのような状態をいうのか。
- 人口減少を食い止めるために必要な施策(食い止め策)と、 人口減少に伴い発生する課題を解決するために必要な施 策(課題対応策)との関係をどのように考えるか。
- ② 人口減少社会に的確に対応するために必要な具体的な 施策は何か。
- 地方圏に生じる課題を解決するために必要な施策は何か。
  - ・地方中枢拠点都市圏や定住自立圏の形成等の市町村間の広域連携をどのように進めていくか。
  - ・ 市町村間の広域連携が困難な地域において必要な施策は何か。
- 三大都市圏に生じる課題を解決するために必要な施策は 何か。
- 三大都市圏から地方圏への人口移動や地方圏での定住 を促進するために必要な施策は何か。
- ③ ②の施策のために見直しが必要な地方行政体制は何か。

### 第30次地方制度調査会答申

人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりが必要となっている。このためには、<u>まず、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成</u>していくことが必要である。その上で、全国の<u>基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスをどのような形で持続可能に提供していくかが問われている</u>のである。

### 【制度化につながったもの】

- 〇 新たな広域連携
  - ・市町村間の広域連携を一層促していくため、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべき。 (連携協約)
  - ・「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(連携協約の活用)
  - ・広域連携では課題の解決が難しいときには、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべき。(事務の代替執行)
- ・三大都市圏では、面積は狭いが規模・能力が一定以上の都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進。(連携協約)
- ○大都市制度の見直し
- ・指定都市制度の見直し
- ・中核市・特例市制度の統合